

第2章	
米 国	
内国民待遇	49
(1) 港湾維持税.....	49
(2) 1920年商船法(ジョーンズ法).....	49
数量制限	50
(1) 輸出管理制度.....	50
(2) 丸太の輸出規制.....	50
関税	50
(1) 高関税品目.....	50
(2) 時計の関税算定方法.....	50
アンチ・ダンピング	52
(1) バード修正条項(DS217/DS234).....	52
(2) ゼロイング方式による不当なダンピング認定.....	53
(3) 日本製熱延鋼板に対するAD措置(DS184).....	56
(4) 不当に長期にわたるAD措置の継続(サンセット・レビューの運用).....	56
(5) 日本製厚板に対するAD調査.....	57
補助金・相殺措置	57
2014年農業法.....	57
セーフガード	59
太陽電池・大型洗濯機セーフガード.....	59
原産地規則	60
時計の原産地表示規則.....	60
基準・認証制度	60
(1) 自動車ラベリング法.....	60
(2) CAFE(企業平均燃費)規制.....	61
サービス貿易	61
(1) 外国投資・国家安全保障法(旧エクソン・フロリオ条項).....	61
(2) 金融分野の外資企業の参入規制.....	62
(3) 電気通信分野の外資企業の参入規制.....	63
(4) 海運分野の外資企業の参入規制.....	64
知的財産	65
(1) 商標制度(オムニバス法第211条).....	65
(2) 著作権制度.....	65
政府調達	66
バイ・アメリカン関連ルール.....	66

一方的措置・域外適用	67
(1) 1974年通商法301条及び関連規定	67
(2) 1962年通商拡大法第232条	69
(3) スペシャル301条（1988年包括通商競争力法第1303条によって改正された 1974年通商法第182条）	72
(4) 再輸出管理制度	72
その他	74
酒類容器の容量規制	74

内国民待遇

(1) 港湾維持税

米国は、米国内の港湾を利用する者（荷主）に対し、貨物（輸出入及び一部国内貨物）の0.125%（1990年までは0.04%）にあたる従価税を賦課する制度を1987年から実施している。

本制度においては、輸入品については、関税と同時に徴収されているため捕捉率が高いが、輸出品及び国内貨物については、四半期ごとに船主又は輸出者により自主的に納入されることとなっており、捕捉率が低い。また、国内貨物の一部（①四半期当たり1万ドル以下の支払い、②アラスカ・ハワイその他の属領との交通、③魚類の荷揚げ、アラスカ原油等）については免除が認められているが、輸入品には免除は認められていない。

本制度は、WTO協定上、輸入品への従価税の形式をとっているため、関税譲許表に記されている以上の税を輸入に際して課していることになることからGATT第2条（関税譲許）、輸出品と輸入品との間の捕捉率の違いや免除の有無の点でGATT第3条（内国民待遇）、港湾等の維持の費用以上に手数料を徴収していると考えられることからGATT第8条（輸出入に関連する費用）に違反する可能性がある等の問題点がある。

詳細は2016年版不公正貿易報告書111頁参照

(2) 1920年商船法（ジョーンズ法）

<措置の概要>

米国政府は、本法に基づき、米国内の旅客・貨物輸送を、(i) 米国造船所で建造された、(ii) 米国籍の、(iii) 米国民所有で、(iv) 米国人船員の乗り組む船舶によるもののみを認め、結果として外国製船舶の輸入は阻害されることとなる。

2010年、アリゾナ州選出の共和党上院議員とアイダホ州選出の共和党上院議員は、ジョーンズ法を無効とする内容のOpen America's Water Act (S. 3525)を提出したが、議会を通過しなかった。

<国際ルール上の問題点>

当該措置はGATT第3条（内国民待遇）及び第11条

（数量制限の一般的禁止）に違反すると考えられるが、米国は、この措置を1947年のGATTの暫定的適用に関する特則の下で合法的に維持してきた。ウルグアイラウンド交渉では、米国以外の加盟国は「上記特則は1994年GATTでは引き継がれない」点を受け入れたが、米国がジョーンズ法等の国内法維持の観点から同措置の維持を主張したため、最終的に1994年GATT・パラグラフ3に例外条項が置かれた。このような経緯により、同条項は極めて例外的に維持されてきたが、WTOの基本原則に照らせば、非常に問題である。

このため1994年GATT・パラグラフ3では、協定の効力発生の日の後5年以内、その後は免除が効力のある間は2年毎に、当該免除措置についてその必要性を生じさせた事情が引き続き存在するかどうかレビューすることとなっている。

<最近の動き>

本件は1999年7月以来WTO一般理事会において検討が行われているが、米国は国内法に変更がないことを理由に免除継続を主張している。また、米国は、「当該措置は、軍事転用可能な船舶の建造・補修を、米国の造船所に行わせることにより、米海軍の即応能力を保ち、国家の安全保障を維持することを目的として行っている」との主張をしている。

一方、我が国をはじめ多くの国は、1994年GATT・パラグラフ3による免除はGATTの基本原則からの重大な逸脱であることについて十分な説明はなされていないと主張している（海運サービスとの関係については、本省「サービス貿易」参照）。

2015年11～12月の一般理事会において、我が国より本措置がGATT基本原則から重大な逸脱であることを指摘したほか、各国からも米国に対する実質的なレビューの必要性及び内国民待遇からの逸脱が継続されることへの懸念が示された。また、米国産LNG運搬船の使用を優遇する法律が2014年12月に同国で成立したことについても、状況の改善に逆行する動きとして同様に懸念を示した。

2017年1月にアメリカ合衆国税関・国境警備局(CBP)は、ジョーンズ法の適用対象外であった外国建造・外国籍船による米国の港と沿岸オフショア施設間のオフショア機材輸送に対し、同法を適用するCBP通知改正を提案したが、他国と連携して懸念を申入れたところ、同年5月にCBPが諸般の事情を考慮し、当該提案を取り下げた。

我が国は2018年のWTO・貿易政策検討制度（TPRM：Trade Policy Review Mechanism）において、同法の正当性について問題提起を行った。

2019年12月CBPは、米国港と米国沿岸オフショア施設への海上輸送に関し、ジョーンズ法が適用されない「舶用品」に関する解釈を緩和方向で再定義する等の通知を発出した。2020年2月17日以降に輸送される貨物に適用される方向である。

数量制限

（1）輸出管理制度

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

米国では、従前は「輸出管理法」に基づき輸出管理が実施されてきたが、現在は「国際緊急経済権限法」に基づき、安全保障上の理由がある場合、及び外交政策上の理由がある場合、国内での供給不足の場合に、一方的に農産物の輸出制限等の措置を発動することが可能となっている。輸出管理法に基づき発動された1973年の大豆・同製品の輸出禁止・制限や、1974年、1975年及び1980年のソ連、ポーランドに対する小麦の輸出規制等は、関係国に大きな影響を与えた。

<懸念点>

ウルグアイ・ラウンド合意により、農産品の輸入に関しては関税以外の国境措置を原則として関税に置き換え、削減することになった。これに比べ、農業協定第12条における輸出禁止・輸出規制に対する規律は、緩やかなものとなっており、透明性、予見性、安定性に欠けている。上記の措置は、国際ルールとの直接の抵触はないが、貿易歪曲的な効果を有するばかりではなく、輸入国の安定的な食料輸入を阻害することから、食料安全保障を確保する上でも問題がある。

<最近の動き>

我が国は、WTO農業交渉において、輸出入国間の権

利・義務バランスの回復、及び食料安全保障の観点から、輸出禁止・制限措置の原則輸出税化等の規律の強化が必要である旨を日本提案に盛り込み、交渉を行っている。2008年12月の農業のモダリティ議長案では、農業協定第12条1項の輸出禁止及び制限に係る規律を一部強化する案が示された。その後も、農業交渉会合、各国との二国間協議をはじめとする様々な機会をとらえ、輸出禁止・制限に対する規律強化の主張を展開しており、2018年も輸出禁止・制限の実態を分析し、各国に説明した。

（2）丸太の輸出規制

<措置の概要>

米国は、マダラフクロウ等の保護を目的とした森林伐採規制により、丸太の国内需給が逼迫したことから、1990年に発効した「Forest Resources Conservation and Shortage Relief Act of 1990（1990年森林資源保全及び不足緩和法）」に基づく丸太輸出規制を開始し、現在、アラスカ・ハワイを除く西経100度以西の連邦所有林・州有林からの丸太輸出が禁止されている状態にある。ただし、政府が一定数量に限り、国内加工業者が活用しない余剰材として認定した場合には輸出可能としている。

<国際ルール上の問題点>

米国は、本措置について、有限天然資源の保存に関する措置（GATT第20条（g））等に該当し、数量制限の一般的禁止を定めたGATT第11条の例外として認められるとしている。しかし、本措置は、米国内の丸太取引が規制されていない中での丸太の輸出規制であるため、GATT第20条（g）では正当化されず、GATT第11条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

上記措置については、引き続き、マルチ、バイなどの場を通じて今後は正をはたらきかけていく。

関税

（1）関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

現行の非農産品の単純平均譲許税率は 3.2%であるが、履物（最高 48%）、ガラス製品（最高 38%）、アパレル製品（最高 28.6%）、陶磁器（最高 26%）、毛織物（最高 25%）、トラック（25%）、皮革製品など（20%）、綿織物（16.5%）、チタン（15%）等の高関税品目が存在する。特にトラックについては、25%と非常に高く設定されており、輸入車が国産車に比して著しく厳しい競争条件の下に置かれているため、我が国としてもその引き下げに強い関心を有している。なお、非農産品の譲許率は 100 であり、2018 年の平均実行税率は 3.1%であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、上記のようなタリフピーク（第Ⅱ部第 5 章 1. (1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始され、2019 年 7 月時点で約 90%の関税が撤廃され、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 55 メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第Ⅱ部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。米国については、2016 年 7 月から関税撤廃を開始した。例えば、米国が関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、マイクロフォン等の部分品（8.5%）、双眼顕微鏡（7.2%）、フォトレジスト（6.5%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2019 年 7 月までに完全に撤廃された。

日米貿易協定は 2018 年 9 月の首脳会談において発出された日米共同声明に基づき、2019 年 4 月から閣僚間の交渉が開始され、2019 年 9 月に最終合意がなされた。日米貿易協定においては、日本は有税工業品を譲

許せず、米国は鉱工業品の一部（品目名・関税率を例示）について、関税の即時または段階的撤廃に合意した。発効日は両国の国内手続き完了通知後 30 日（又は別途合意する日）とされている。

(2) 時計の関税算定方法

<措置の概要>

米国の時計完成品の関税算定方法は、諸外国には類を見ない独自のルールを採用し、部品ごとに関税額を計算し、合算することとなっている。このため、関税算定方法が複雑・不透明であり、煩雑な貿易手続となっている。

例えば腕時計の場合、税額を i) ムーブメント、ii) ケース（外装）、iii) ストラップ・バンド・ブレスレット、iv) バッテリーと個別に計算し、合算することになっている。完成品である腕時計を単体の製品として見る関税分類（8 桁）に対する関税率は設定していない。

また、これらの完成品構成部品は米国の 91 類関税率表で Statistical Notes により Statistical Suffix として HS コード 9 桁目・10 桁目が一方的に制定され、それに従うことが求められている。

当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡素化すべきとの意見も存在する。

<国際ルール上の問題点>

このような関税率の設定自体は、米国の譲許表に沿ったものであり、WTO 協定に違反するものではない。しかし、複雑な関税算定方法や HS コードの独自設定は貿易事業者にとって過度の負担を強いており、円滑な貿易を推進する上で障壁となっている。また、米国の算定方法は、現在ごく僅かしか流通していない機械式時計を前提として、電気駆動式時計にも拡大適用されたものであり、流通実態を反映していない。

2002 年及び 2003 年の「日米規制改革イニシアティブ」において、本問題を議論し、2004 年 6 月に公表された報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規制についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規制の見直しに関する日本国政府の立場並びに WTO で行われている議論を十分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告

したとされたが、実態として何も改善されていない。

<最近の動き>

我が国は、2002年から今日に至るまで、「日米規制改革イニシアティブ」や「日米貿易フォーラム」、WTOにおけるTPR対米審査など、様々な場面・機会において改善・解決を求め続けてきたが、未だ解決に至っていない。米国においても、国内業者はアジアに製造委託しているため、我が国と同じ問題に直面していると推察できる。円滑な貿易を推進するためにも、今後とも引き続き米国に対して改善を求めていく。

なお、日本も交渉に参加していた環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定)において、2015年の大筋合意により、腕時計に係る米国の関税は発効後即時撤廃される見通しとなっていたが、米国がTPP協定からの離脱を表明し、2019年9月に合意された日米貿易協定においても米国の関税撤廃対象品目とならなかったため、本件は引き続き、課題として残ることとなった。

アンチ・ダンピング

米国は、AD措置の伝統的なユーザーであり、1995年以降に発動したAD措置は484件であり(2019年6月30日時点)、先進国の中ではWTO加盟国で最多である¹。

米国のAD措置は、調査当局による情報開示が積極的に行われているため、制度の透明性が高い²。このことにより、米国では、各利害関係者が調査の進捗や問題点を把握することを容易にし、利害関係者が自己の利益の擁護のため、意見・反論を提出する機会が確保されている。

一方、米国は、AD措置の運用そのものに関しては、一方的・保護主義的な側面も見受けられる。WTO発足以降、WTO紛争解決手続に基づく協議要請がされたAD関連の事案は133件あるが、そのうち56件が米国のAD措置を対象にしたものである³。今後も、米国のAD措置の協定整合性を注視していくことが重要である。

我が国は、米国のAD措置の問題点として、バード修

正条項、ゼロイング方式による不当なダンピング認定、長期にわたるAD措置の継続(サンセット・レビューの運用)等、多くの問題に関して改善を求めてきた。ここでは、最近の主な事案について説明する。

(1) バード修正条項 (DS217/DS234)

バード修正条項は、輸入品に対するAD税・相殺関税の賦課により米国政府が徴収した税額を、当該AD・相殺関税賦課措置を申立て・支持した米国内の生産者等に分配する法律であり、AD措置及び相殺措置の保護貿易効果を拡大させるとともに、AD措置及び相殺措置の申請を増加させる効果を有するものであったことから、2000年12月、我が国はEU等とともに米国に対しWTO協議要請を行った。

2002年9月、AD協定及びSCM協定違反を認定するパネル報告書が発出され、これに対する米国の上訴を経て、2003年1月、上級委員会も同協定違反を認定する報告書が発出した。

しかし、米国が2003年12月末の履行期限までに勧告を履行しなかったため、2004年1月、我が国等はDSBに対抗措置の承認申請を行い、当該対抗措置の規模に関する仲裁手続を経て、2005年9月に我が国は対抗措置を発動した。

その後米国は、2006年2月、バード修正条項の廃止を定める2005年赤字削減法を成立させが、同法は、2007年10月1日まで同条項を維持し、同日より前に通関された物品について徴収された金額は、その後も引き続き分配を行うことを内容とするものであった。

そのため我が国は、2006年より2013年に至るまで対抗措置を延長したが、その後、分配額が僅少だったこと等から、2014年以降、対抗措置を延長せずその権利を留保している。

今後も、2007年10月1日より前に通関した物品についての徴収額の分配が継続する可能性があるため、米国による分配額等を踏まえつつ対抗措置を検討するとともに、引き続き米国に対し、同条項に基づく分配を速やかに停止し、WTO協定違反の状態を完全に解消するよう強く求めていく。詳細は2017年版不公正貿易報告書70-72頁参照。

¹ https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/adp_e/AD_MeasuresByRepMem.pdf

² 例えば、米国商務省のウェブページ (<http://trade.gov/enforcement/operations/>) では、AD調査に関する法令、マニュアル、質問状のひな形などが公表されている。国際貿易委員会のウェブページ (https://www.usitc.gov/trade_remedy/731_ad_701_cvd/investigations.htm) でも、同様の資料が公表されている。

³ WTOウェブページ参照 (https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_agreements_index_e.htm?id=A6#)

(2) ゼロイング方式による不当なダンピング認定

<措置の概要>

米国では、ある製品のモデルごと又は輸出取引ごとの輸出価格が国内価格より高い（ダンピングしていない）場合、加重平均値を算出する際にこの差を「ゼロ」とみなし、ダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法が用いられてきた（図表 I - 2 - 1 参照）。これをゼロイングという。

<国際ルール上の問題点>

ゼロイングについては、2001年3月、EUによるインド製ベッドリネンに対するAD措置の事案（DS141）において、上級委員会により、輸出価格の加重平均と正常価額の加重平均を比較してダンピング・マージンを算出する際（いわゆるW-W方式）にゼロイング方式を用いることがWTO協定不整合と判断された。しかし、米国は、ゼロイング方式がWTO協定違反であると認定されたのは、当該個別のケースに限られ（as applied）、ゼロイング方式そのもの（as such）がWTO協定違反とされたものではないとの立場をとり、引き続きゼロイング方式を適用していた。

そのため、ベアリング産業をはじめとする我が国産業は、ゼロイングを用いて算出された税率でAD課税を受けてきた。そこで、我が国は、2004年11月、日本製鉄鋼厚板やボール・ベアリングをはじめとする13件のAD措置における米国のゼロイング方式の適用及びゼロイング方式それ自体等がWTO協定違反であるとして、米国に対するWTO協議要請を行い（DS322）、さらに2005年2月にパネル設置を要請した。2007年1月、上級委員会は、我が国の主張を全面的に受け入れ、次のような判断を行った。

①初回調査におけるゼロイング方式の適用（as such）

ダンピング及びダンピング・マージンは、個々の取引ではなく調査対象産品全体との関係で認定されるのであり、正常価額と輸出価格の比較の全体を考慮しなければならないとして、初回調査におけるゼロイング方式の適用をAD協定違反としたパネルの判断を支持し、米国が初回調査において個々の取引の比較に基づいてダンピング・マージンを算出する（いわゆるT-T方式）際にゼロイング方式を適用することは、AD協定

2.1条、2.4条、2.4.2条に違反すると判断した。

②定期見直し等におけるゼロイング方式（as such）

定期見直し等におけるゼロイング方式はAD協定に違反しないと判断したパネルの判断を破棄し、上記①と同様の理由で、定期見直し手続におけるゼロイング方式は、輸出価格と正常価額との「公正な比較」を義務付けるAD協定2.4条やAD税の額をダンピングの価格差以下と規定したAD協定9.3条等に違反すると判断した。

③定期見直し及びサンセット・レビューにおけるゼロイング方式の適用（as applied）

米国の日本製品に対するAD措置の定期見直し及びサンセット・レビューにおいてゼロイング方式を適用することは、AD協定2.4条、9.3条、11.3条等に違反すると判断した。

<最近の動き>

ゼロイング方式について、初回調査及び定期見直しを含むAD手続全体を通じてAD協定違反であることが、上記DS322等これまでのパネル及び上級委員会により判断されていた。しかし、AD協定2.4.2条第二文で規定される「輸出価格の態様が購入者、地域又は時期によって著しく異なっていると当局が認め、かつ、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較することによってはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる場合」（これを「ターゲット・ダンピング」という。）には、「加重平均に基づいて定められた正常の価額を個々の輸出取引の価格と比較することができる」が、このような規定は、一部の輸出取引を取り出して正常価額と比較することを想定しているため、一部加盟国は、この規定の下ではゼロイング方式が許容されると主張していた。上記のとおり、パネル及び上級委員会は、過去の紛争においてゼロイング方式はAD協定違反であると繰り返し判断していたものの、2.4.2条第二文（ターゲット・ダンピング）の場合にゼロイング方式を適用することがAD協定に違反するかどうかという論点については明示的な判断が示されていなかった。このため米国が多く事例でターゲット・ダンピングを認定し、ゼロイング方式の運用を発展させていた。

韓国は2013年8月に、また、中国は同年12月に、それぞれ、米国がターゲット・ダンピングを認定した

事案でゼロイング方式を適用したことは AD 協定違反であると主張して WTO 協議要請を行った (DS464, DS471)。その後、2016 年、韓国が申立てを行った DS464 の事案で上級委員会は、ターゲット・ダンピング認定のために個別の取引を無視する必要はなく、ゼロイング方式は 2.4.2 条第二文にも不整合であるとの判断を示した。

中国が申立てを行った DS471 のパネルでも同様に、2.4.2 条第二文にはゼロイング方式を許容する文言はなく、ゼロイング方式は同条に違反するとの判断が示された。本事案では、ゼロイングに関する論点は上訴されていない。なお、韓国及び中国はそれぞれ 2018 年 1 月及び 9 月、米国がこの判断に従っていないとして米国に年間 70 億ドル規模の対抗措置の発動を WTO に要請した。

もともと、米国は従前より Nails Test、Nails Test II、Differential Pricing Analysis とターゲット・ダンピングを認定するための手法を変更・発展させながら、ゼロイング方式を継続してきた。今後も、米国によるターゲット・ダンピングの認定及びダンピング・マージンの認定手法の協定整合性を注視していく必要がある。

<図表 I-2-1>ゼロイング方式の適用によるダンピング・マージン算出の例

	国内価格 (\$)	輸出価格 (\$)	製品ごとのダンピング・マージン (\$)
製品A	115	95	20
製品B	80	70	10
製品C	100	150	-50 (ゼロイング方式の場合: 0)
製品D	105	85	20
合計	400	400	

(各製品の国内販売量及び輸出量については、計算の都合上すべて「1単位」として計算)

(説明)

ゼロイング方式を適用しない場合、ダンピング・マージンは次のように計算される。

$$\text{ダンピング・マージン (\%)} = (\text{国内価格と輸出価格の差の加重平均}) \times 100 = \frac{20+10-50+20}{95+70+150+85} \times 100 = 0\%$$

したがって、ダンピングは生じていない。しかし、ゼロイング方式を適用すると

$$\text{ダンピング・マージン (\%)} = \frac{20+10+0+20}{95+70+150+85} \times 100 = 12.5\%$$

となり、ダンピングが創出されてしまう。

<図表 I-2-2>ゼロイング紛争に関する WTO パネル・上級委員会の主な判断一覧

		初回調査				定期見直し	
		W-W 方式		T-T 方式		As applied	As such
		As applied	As such	As applied	As such		
EU-インド製ベッドリ ネンAD (DS141)	上級委員会	違反	-	-	-	-	-
	2001年3月 報告書公表						
米国-カナダ産軟材AD (DS264)	上級委員会	違反	-	-	-	-	-
	2004年8月 報告書公表						
米国-EUゼロイング (DS294)	パネル	違反	違反	-	-	違反なし	違反なし
	2005年10月 報告書公表						
	上級委員会	-	-	-	-	違反	-
	2006年4月 報告書公表						
米国-カナダ産軟材AD (履行確認手続) (DS264)	上級委員会	-	-	違反	-	-	-
	2006年8月 報告書公表						
米国-日本ゼロイング (DS322)	パネル	違反	違反	-	違反なし	違反なし	違反なし
	2006年9月 報告書公表						
	上級委員会	-	-	-	違反	違反	違反
2007年1月 報告書公表							

(3) 日本製熱延鋼板に対する AD 措置 (DS184)

<措置の概要>

米国は、1999年6月に日本製熱延鋼板に対する AD 税賦課を決定した。2000年1月、我が国は、本決定におけるダンピング・マージンの算出方法、AD 税の遡及賦課である「緊急事態」の認定方法、損害及び因果関係の認定方法及び不公正な調査手続が GATT 及び AD 協定に違反するとして、WTO 協定に基づき米国と二国間協議を行ったが、双方の意見の一致に至らなかったため、同年3月にパネルが設置されることになった。2001年2月に配布されたパネル報告書では、一部について我が国の主張が認められたものの、一部については退けられたため、日米両国ともパネル報告書の内容を不服として、同年4月に米国が、5月には我が国が上級委員会に上訴したところ、同年7月に我が国の主張が概ね認められた内容の上級委員会報告書が配布され、同年8月に採択された。我が国の主張内容の詳細については、2016年版不公正貿易報告書 122-123 頁参照。

<最近の動き>

本上級委員会報告書に基づく本勧告の妥当な実施期間 (RPT) は 2002 年 11 月 23 日と定められたが、米国はこの RPT 内に全ての勧告を履行しなかった。米国は残りの勧告を実施するために国内法の改正を試みたが成立せず、我が国は 3 度の RPT 延長要請に応じたが、4 度目の履行期限延長については、これ以上履行期限を延長しても何ら効果が期待できず、かつ WTO 紛争解決手続の信頼性を損ないかねないとの判断から、2005 年 7 月、日本側が対抗措置を発動する権利を留保することで合意した。その後改正法案は 2006 年末、審議未了のまま廃案となった。2010 年まで引き続き紛争解決機関 (DSB) 定例会合で米国に対して早期履行を継続的に求めたほか、日米の事務レベルでの協議や TPR (貿易政策検討) 対米審査でも議題・質問として、また 2011 年にも日米経済調和对話で議題として取り上げた。そして、2011 年 6 月、米国は、2010 年に開始されたサンセット・レビューの結果、1999 年以来継続してきた日本製熱延鋼板に対する AD 措置を、2010 年 5 月に遡り撤廃した。このように本件 AD 措置自体は廃止されているが、all others rate の算出方法を規定する米国 AD 法は未だ改正されていない。2014 年 12 月の対米 WTO 貿易政策審査 (TPRM) でも算出方法を規定

する国内法の改正の見通しを書面で質問し、米国政府から米国議会とともに協力して適切な措置を行う旨の回答を得ているが、未だ WTO 勧告の完全な履行は行われていない状況にある。DSB 勧告の不履行は WTO 紛争解決制度の信頼性を損ないかねないものであり、今後も引き続き、米国が勧告内容に沿った措置の実施を行うよう働きかけていく必要がある。

(4) 不当に長期にわたる AD 措置の継続 (サンセット・レビューの運用)

<措置の概要>

AD 協定 11.3 条は、当局において AD 課税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性があるとして決定しない限り、AD 課税は 5 年間で失効 (サンセット) することとされている (サンセット条項)。米国の AD 法にもサンセット条項が規定され、サンセット・レビューが行われている。しかし、実態として多くの AD 措置が 5 年を超えて延長されている結果、2019 年 6 月末時点で、10 年以上措置が継続されている対日 AD 措置は 12 件ある (図表 I - 2-3)。

<国際ルール上の問題点>

上述のとおり、AD 協定 11.3 条は、サンセット・レビューにおいて措置継続の必要性 (措置を撤廃すれば、ダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす蓋然性があること) が認められない限り、AD 措置は 5 年で失効すると規定する。しかしながら、米国の対日 AD 措置に関しては、多くの案件で 5 年を超えて措置が継続されており、我が国は、米国のサンセット・レビュー制度の運用が AD 協定に不整合ではないかと懸念している。

我が国は、2002 年 1 月、我が国鉄鋼業界の関心が高い日本製表面処理鋼板に対するサンセット・レビューに関して、米国に対し WTO 紛争解決手続に基づく二国間協議を要請した (DS244)。その後、同年 5 月にパネルが設置され、審理が行われた。本件には、ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、韓国及びノルウェーが第三国参加した。

2003 年 8 月、パネルは我が国の主張を退け、米国が本サンセット・レビューにおいて WTO 協定に不整合な決定を行ったとは認められないとの判断を行った。我が国はこのパネルの判断を不服として、同年 9 月に論

点を絞った上で上級委員会に上訴した。同年12月、上級委員会は我が国の法的主張を一部認めたものの、結論としては、パネルの事実認定が不十分であること等から、米国の調査決定がWTO協定非整合であるとまでは判断できないとした。

<最近の動き>

2018年8月、我が国による働きかけもあり、22年間賦課されていた日本産ステンレス棒鋼に対するAD措置は撤廃されることとなった。しかし、現在の米国のサンセット・レビューの運用においては、当局は、世界的な需給状況、定期見直しやサンセット・レビュー

に対応する企業の費用対効果の事情を考慮することなく、「AD措置が撤廃されれば、輸出が再開されてダンピングや損害が存続又は再発する」との推定の下に判断を行っているようにも見え、未だに多くのAD措置が長期間継続する要因の1つとなっている。

我が国は、2013年以降、春・秋に開催されるAD委員会で長期継続措置の早期撤廃を求める等しており、今後も、AD措置を原則5年で撤廃しなければならないと定めるAD協定11.3条を厳格に適用するとともに、WTO協定に従った適切なレビューを行うよう引き続き要求していく。

<図表 I-2-3>10年以上措置が継続されている対日AD措置（2019年6月現在）

措置発動日	対象品目	継続期間
1978年12月8日	PC鋼より線	40年間
1987年2月10日	溶接管継手	32年間
1988年8月12日	真鍮板	30年間
1991年5月10日	グレイポルトランドセメント	27年間
1996年7月2日	クラッド鋼板	22年間
1998年9月15日	ステンレス線材	20年間
1999年7月27日	ステンレス薄板	19年間
2000年6月26日	大径継目無鋼管	18年間
2000年6月26日	小径継目無鋼管	18年間
2000年8月28日	ブリキ及びティンフリー・スチール	18年間
2001年12月6日	大径溶接ラインパイプ	17年間
2003年7月2日	ポリビニル・アルコール	15年間

(5) 日本製厚板に対するAD措置

<措置の概要>

2017年5月、米国政府は、日本製厚板に対するAD税賦課の最終決定を行った。本決定では、成分、用途、価格帯の差を考慮せずに国内産業への損害を認定している点についてAD協定に不整合であるという問題がある。この点について、日本政府は、最終決定までの間、本件公聴会やAD委員会において上記指摘を行うなどして改善を求めてきたが、上記の懸念が残る決定

がされた。本件詳細は、2018年不公正貿易報告書43頁参照。

補助金・相殺措置

2018年農業法

<措置の概要>

米国では、1930年代に価格支持融資制度が導入され、

1973年農業法で生産調整への参加を条件に目標価格と市場価格の差を補填する不足払い制度が導入された。1996年農業法（適用期間：1996～2002年度）では、市場価格に応じて支払額が変動する不足払い制度と生産調整が廃止され、市場価格の水準に関わらず支払額が一定の直接固定支払い制度が導入された。

しかし、1997年以降、穀物価格の低迷等により農家が経済的に大きな影響を受け、直接固定支払いのみでは対応しきれなかったことから、1998年度分から2001年度分まで計4回、総額273億ドルの緊急農家支援策が実施された。

こうした状況を踏まえ、2002年農業法（適用期間：2002～2007年度）では、基本的に1996年農業法を踏襲しつつ、廃止された不足払いと同様に目標価格と市場価格の差を補填する価格変動対応型支払いが導入された。

2008年農業法（適用期間：2008～2012年度）では、2002年農業法を基本としつつ、新たに収入減少に対応した平均作物収入選択プログラムが導入された。

その後、2008年農業法の期限を控えた2011年から次期農業法の議論が本格化した。連邦政府の財政赤字削減が求められる中、農業関係予算の削減幅を巡る与野党の対立や2012年11月の大統領選挙等の影響のため議論は難航し、次期農業法が成立しないまま2012年9月末で2008年農業法は失効した。このような状況の中、2013年1月に2008年農業法を1年間延長した上で、議論を継続し、2014年2月に価格変動対応型支払い、直接固定支払い、平均作物収入選択プログラムの廃止と農業リスク補償、価格損失補償、補完農業保険の導入等を内容とする2014年農業法（適用期間：2014～2018年度）が成立した。2019年には、2018年農業法（適用期間：2019～2023年度）が成立したが、2014年農業法の枠組み（農業リスク補償、価格損失補償等）は継続された。

①国内助成

2014年農業法では、これまでの価格変動対応型支払い、直接固定支払い、平均作物収入選択プログラムを廃止し、新たに農業リスク補償、価格損失補償、補完農業保険を導入したほか、米伯綿花パネル裁定を踏まえ、綿花向けの新たな保険を導入した。価格支持融資制度については、綿花のみ米伯綿花パネル裁定を踏まえてローンレートを変更しているものの、基本的にはこれまでの制度が維持された。

2018年農業法では、2014年農業法の内容から大きな変更はなく、農業リスク補償や価格損失補償などの制度が維持・改善された。なお、農業リスク補償と価格損失補償は、これまで一度選択すると変更できなかったが、2018年農業法では、毎年変更することが可能となった。

(a) 農業リスク補償（2014年農業法で導入）

農業リスク補償（ARC）は、当年収入が過去5年中3年の平均収入の86%を下回った場合に、当年収入と平均収入の86%の差を補填するプログラム。農業リスク補償は、平均収入の10%が支払額の上限で、価格損失補償（下記(b)参照）との選択制となっている。

(b) 価格損失補償（2014年農業法で導入）

価格損失補償（PLC）は、あらかじめ定められた目標価格を市場価格が下回った場合に、目標価格と市場価格の差（市場価格がローンレートを下回る場合はローンレートとの差）を補填するプログラム。過去の作付け実績に基づき支払われるなど基本的に廃止された価格変動対応型支払いと同様の制度であるが、価格変動対応型支払いと比べ、目標価格が大幅に引き上げられている。

2018年農業法において、補償水準の指標となる価格の改定（実行参照価格の最大115%）が行われた。

(c) 価格支持融資制度（継続）

価格支持融資制度は、農家が作物を担保に商品金融公社（CCC）から短期融資を受ける制度で、市場価格がローンレートを下回った場合、農家は作物を引き渡すことで融資の返済が免除されるプログラム。2014年農業法では米伯綿花パネル裁定を踏まえ綿花のローンレートのみ変更しているが、基本的にこれまでの制度が維持されている。2018年農業法において、全ての適用対象作物を対象としたローンレートの引き上げ等の改善が行われた。

(d) 補完農業保険（2014年農業法で導入）

補完農業保険（SCO）は、農家が加入する農業保険で補償されない部分を補償する補完的な保険。農家が加入する農業保険の保証収入・収量と農業保険の基準収入・収量の86%の差を補填。なお、農業リスク補償と併用することはできない。

②農産物輸出促進

1980年代に入り、EUが深刻な農産物過剰を背景に補助金付き輸出を増加させたことに対抗するため、米国は1985年農業法で輸出奨励計画（EEP）、乳製品輸出奨励計画（DEIP）等の措置を導入した。しかし、WTO等の国際的な場における輸出補助金に対する批判の高まりを受けてその支出額を削減してきており、2008年農業法においては輸出奨励計画を廃止したほか、輸出信用保証計画の一部を廃止している。また、2014年農業法においても、乳製品輸出奨励計画（DEIP）を廃止したほか、残りの輸出信用保証計画の保証期間を短縮している。

輸出信用保証計画

輸出信用保証計画は、米国産農産物の輸出を促進するため、開発途上国向けの商業ベースの米国産農産物輸出に対して、商品金融公社（CCC）が債務保証を行う制度。2002年農業法は、90日間～3年間の輸出信用取引に対して債務保証を行う短期輸出信用保証計画（GSM-102）及び3～10年間の輸出信用取引に対して債務保証を行う中期輸出信用計画（GSM-103）、米国農産物製品の輸入者に対する輸出業者の売掛金の一部の保証を行う供給者輸出信用保証計画（SCGP）及び新興市場における米国農産物の輸出促進を図るために輸入国での農業関連設備改善投資に対して債務保証を行う施設整備信用保証計画（FGP）の4種の信用保証計画が実施されていた。これらのうちGSM-103及びSCGPについては、2004年の米伯綿花パネルの結果等を踏まえて2006年に中止され、2008年農業法で廃止された。GSM-102については、2008年農業法で手数料の上限が撤廃され、2014年農業法で債務保証期間の上限が3年から2年に短縮された。

<国際ルール上の問題点及び最近の動き>

① 国内助成

WTOドーハ・ラウンド交渉の農業分野では、削減対象となる助成合計量（AMS）の削減ルールだけでなく、青の政策及びデミニミスを含む貿易歪曲的国内支持全体（OTDS）についても削減を求めるルールが議論されている。このような中、2014年農業法においては緑の政策に分類される直接固定支払いが廃止される一方、価格下落対策、収入保障対策が拡充された。2017年1月、米国は国内支持通報を行い、新しい農業リスク補償、価格損失補償、補完収入保険を黄の政策に分類し

た。

また、2018年に引き続き2019年も、米国は諸外国の不当な報復措置に対する農業者支援策を発表。AMSの水準等、農業協定との整合性について注視する必要がある。

②農産物輸出促進

輸出補助金は、2014年農業法で全て廃止されたものの、輸出信用保証計画の活用を通じて、WTO農業協定における規律の実効性が十分でない、輸出信用を多用することで、米国産農産物が輸出競争上有利となっている。本制度の下では、保証した債務が不履行となった場合には、CCCが債務を肩代わりすることになっており、制度上輸出補助金の迂回に極めて近い性格を有している。

なお、2015年12月のケニア・ナイロビでの第10回WTO閣僚会議では、農業の輸出信用については、(i)「輸出信用」の定義の明確化、(ii)「最長償還期間」は18ヵ月以下とすること、(iii)輸出信用プログラムは「自己資金調達」され、長期的に運営費用と損失をカバーすること、等について合意がなされた。

セーフガード

太陽電池・大型洗濯機セーフガード

<措置の概要>

米国は2017年5月に太陽電池セル・モジュール、同年6月に大型家庭用洗濯機の輸入に対しセーフガード調査を開始し、同年11-12月、調査当局である米国国際貿易委員会（ITC）が大統領にセーフガード措置の発動を勧告した。2018年1月、トランプ大統領はこれらの製品に対しセーフガードの発動を決定し、同2月に発動された。

このうち太陽電池に関する措置は、太陽電池セル・モジュールの輸入に対し4年間（2018年2月-2022年2月）従価税（1年ごと30%→25%→20%→15%）を賦課するもの（ただし、セルの輸入についてのみ、毎年2.5ギガワットの関税割当（無税）あり）。

<国際ルール上の問題点>

米国国内企業の申請理由書、およびITC調査報告書によれば、本件太陽電池セーフガード措置の主目的は、

中国太陽電池メーカーが製造する低価格・低効率太陽電池の輸入急増への対応であるとされる。適用目的との関係で必要な限度においてのみ発動するというセーフガードの原則(セーフガード協定第5条第1項、GATT第19条第1項(a))にかんがみれば、上記目的とは直接関係しない日本企業製造の高価格・高機能太陽電池については措置対象からの除外が検討されるべきであるが、これらの高効率品も措置対象から除外されなかった。

また、当初のITC調査報告書(11月13日付)には、セーフガードの発動要件の一つとされる「事情の予見されなかった発展」(GATT第19条第1項(a))についての検討がなく、この要件について米国通商代表部(USTR)の要請でITCが追加報告書(12月27日)をまとめた経緯がある。同追加報告書は、過去数年にわたる中国企業に対するアンチ・ダンピング措置・補助金相殺関税措置が、中国企業が生産拠点の海外移転による課税回避をはかったため奏功しなかったこと等をもって「予見されなかった発展」を肯定した。しかし、企業が生産拠点の移転により貿易救済措置の潜脱をはかる事例は過去にもあり、セーフガードを基礎づける「予見されなかった発展」とはいえないとの指摘もありうる場所である。

<最近の動き>

太陽電池セーフガード措置について、日本、中国、韓国、台湾、EU、シンガポール等多数の輸出国が、セーフガード協定第8条1項、12条3項に基づく補償協議を要請した。また、韓国は、大型家庭用洗濯機・太陽電池双方のセーフガード措置について、WTO協定に不整合であると主張し、2018年5月、DSU上の協議要請を行い、同年9月にパネル設置された(DS546。日本は第三国参加)。米国は、同年9月に8種類、2019年6月に3種類の製品の措置からの除外を発表したが、これは日本製品を含めた除外申請のごく一部に過ぎなかった。

我が国は、引き続き日本製品への影響の軽減に向けて米国政府への働きかけを行う。

<措置の概要>

米関税法で定める原産地表示規則では、個別の品目ごとの時計に関する原産地表示について、ムーブメント、バッテリー、ケース、バンド等の構成部品それぞれに原産地を表示することが要求され、かつ表示方法も詳細に定められている(打刻、彫刻、スタンプ、浮き出し表示等)。当該措置は時計製造業者等に製造管理上の過度な負担を強いるものであることから、我が国は米国に対し簡素化を求めている。

なお、当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡素化すべきとの意見も存在する。

<国際ルール上の問題点>

原産地表示自体が輸出国の商業及び産業にもたらす困難及び不便を局限しなければならないようにすることを規定したGATT第9条2項及び原産地規則協定の精神に照らし、簡素化が望まれる。

2002年及び2003年の「日米規制改革イニシアティブ」において、米国に対し、簡素化を求める要望書を提出した結果、2004年に公表された報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規則についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規則の見直しに関する日本国政府の立場並びにWTOで行われている議論を十分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告がされたが、実態として何も改善されていない。

<最近の動き>

我が国は、2002年から今日に至るまで、「日米規制改革イニシアティブ」や「日米貿易フォーラム」、WTOにおけるTPR対米審査など、様々な場面・機会において改善・解決を求め続けてきたが、未だ解決に至っていない。米国においても、国内業者はアジアに製造委託しているため、我が国と同じ問題に直面していると推察できる。円滑な貿易を推進するためにも、今後とも米国に対して改善を求めていく。

原産地規則

時計の原産地表示規則

基準・認証制度

(1) 自動車ラベリング法

米国の自動車ラベリング法 (American Automobile Labeling Act) は、米国で販売される乗用車・軽トラックの国産比率(米国及びカナダにおける付加価値率)表示のラベル貼付を義務づけるもの。

本制度の目的は、消費者によりよい購入の決定に役立つ情報を提供することとされているが、一種のバイ・アメリカン条項ともみなされる。また、部品比率計算に伴う膨大な記録事務負担を強いることが貿易に不必要な障害となっている可能性もある。なお、最近では米加製比率が高い車種の多くが日系車となっている。

(2) CAFE (企業平均燃費) 規制

米国は、1975 年エネルギー政策及び保存法 (Energy Policy and Conservation Act of 1975) により、自動車の製造会社及び輸入会社に対し、取扱車の平均燃費を一定レベル以上にすることを義務づけ、違反者には罰金を課すという企業平均燃費 (CAFE: Corporate Average Fuel Economy) 規制を導入。CAFE 規制の下、国産車と輸入車はそれぞれ別個に平均燃費を計算することとされ、過去には EU の提訴により、本規制が内国民待遇 (GATT 第 3 条 4 項) 違反と判断された。

現行基準はオバマ政権下で 2012 年に施行され、2025 年までに乗用車とライトトラック全ての平均燃費が 1 ガロン当たり走行距離 54.5 マイルになるよう、年毎に改善目標を設定。2018 年に中間見直しを実施する予定だったが、同政権の任期終了直前の 2016 年 12 月に中間見直しの見送りが決定された。その後、2018 年 8 月にトランプ政権が規制を緩和する方向で見直すことを発表。2019 年 9 月にはカリフォルニア州独自の環境規制権限を停止すると表明。これに対し、米国の 23 州と 2 都市が同政権を提訴。本件訴訟に対し、州独自規制に反対する自動車メーカーが参加を表明。一方でカリフォルニア州の方針に合意したメーカーも現れ、自動車各社間で対応が割れている。

サービス貿易

(1) 外国投資・国家安全保障法 (旧 エクソン・フロリオ条項)

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性

の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

2007 年外国投資・国家安全保障法 (“Foreign investment and National Security Act of 2007”) は、外国人 (企業) による米国企業の取得・合併・買収を調査し、米国の国家安全保障を損なうおそれのある取引を停止又は中止する権限を大統領に与える法律である。

本法は、一般に「エクソン・フロリオ条項」として知られる、国家安全保障の懸念に関する外国投資の審査を取り扱う法律である 1950 年国防生産法の第 721 条を改正したものである。改正による大きな変更点としては、米国外国投資委員会 (省庁間委員会、Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS)) を法定設置機関としたこと、審査基準の見直し (基幹インフラや基幹技術への影響等を追加) や議会監視の強化 (個別案件の審査結果を議会に通知) 等が図られたことである。また、2018 年 8 月に成立した外国投資リスク審査現代化法 (FIRRMA) により、審査対象の拡大、(非公開技術情報へのアクセスを可能とする投資等) の一部の小規模投資も審査対象化)、審査期間の延長、特定取引の事前審査の義務化、審査考慮要素の追加 (特別懸念国の関与、サイバーセキュリティへの影響等) 等、CFIUS の権限が強化された。2018 年 11 月以降パイロットプログラムという形で適用されていたが、最終形となった規則が 2020 年 2 月 13 日から適用された。従来、外国企業の支配下にあるビジネスが CFIUS の管轄下にあったが、今後は支配権がない投資も一定の要件を満たせば管轄下に入る。特にクリティカルな技術やインフラ、安全保障を脅かす恐れのある米国市民の個人データを保有する米企業に対する投資は、支配権を得なくとも一定の条件があてはまると認可対象となる。大部分は自己申告制だが、特に外国政府による実質的な買収やクリティカル技術を持つ米企業への投資は申告が義務付けられる。また空港、港湾内や近接地域、米軍基地近辺など一定条件に当てはまる不動産の売買も審査対象となる。

本法に基づく手続きの具体的な流れは、一部の投資を対象とした事前届出、当事者の自発的な申し立てもしくは CFIUS の委員の要請により、CFIUS が調査実施の適否を審査し、必要があれば調査を実施して大統領

に報告を行う。大統領は、同報告を受けて、投資案件の停止又は中止の決定を判断する。

これまでも、我が国企業が米国企業買収等を行う際、CFIUSにより調査が行われ、当初の計画の修正を迫られたケースがある。例えば、2006年に、東芝による米原子力プラントのウェスチングハウス社の買収に際して、同条項に基づくCFIUSの審査が行われた例がある。

<懸念点>

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。同協定は一定の要件の下で国家安全保障上の例外を認めており、本法そのものはWTO協定違反となるものではないと考えられるが、米国は、同協定に整合的に自国の投資規制措置を運用する必要がある。

<最近の動き>

我が国は、従来から外国投資審査の運用における透明性及び公平性の問題点を指摘してきた。

最新のCFIUSから議会への外国投資審査に係る報告書によると、2017年中にCFIUSから237件の通知が出され、うち我が国企業からの投資案件は20件あるとされている。また通知が行われた全237件中、7割を超える172件に関し審査が行われており、2016年までの5割弱に比べると調査対象案件は拡大傾向にある可能性があるなお、最近では、ルネサスエレクトロニクス株式会社による米インターシル・コーポレーションへの投資(2017年)、及び同社の米IDT社への(2018年)への投資に対して、それぞれCFIUSの審査が行われた。今後とも同法が我が国企業の米国への投資に不公正な影響を及ぼすことがないよう、注視が必要である。

(参考) 「外国投資・国家安全保障法」に基づくCFIUSの審査等の実施状況

対象取引、取り下げ、大統領の決定の件数 (2013～2015年)						
対象年	通知件数		審査期間中の 通知取り下げ 件数	審査件数	審査中の通知 取り下げ件数	大統領決定数
		うち日本から の投資対象				
2015年	143	13	3	66	10	0
2016年	172	13	6	79	21	1
2017年	237	20	7	172	67	1
合計	552	46	16	317	98	2
日本の通知対象取引態様別件数 (2015～2017年)						
製造業	鉱業、公共事業、 建設業	卸売業、小売業、 運輸業	金融業、情報通信業、 サービス業		合計	
20	4	2	20		46	

(『CFIUS ANNUAL REPORT TO CONGRESS (public/unclassified version)』より、経済産業省作成)

(2) 金融分野の外資企業の参入規制

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資

関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

米国においては、金融に関して州ごとに規制が異な

っており、幾つかの州では、外国銀行の支店及び代理店の設立が禁じられている。すべての形態（支店、代理店、代表事務所等）での進出を認めているのは50州中マサチューセッツ、ミシガン、ニューヨーク等一部の州に過ぎない。

保険業務に関しては、米国では保険会社の年金業務などを規制している連邦法はあるが、保険事業は、州ごとの保険法により各州の保険庁が監督規制しており、連邦レベルでの監督官庁は存在していない。

また、再保険についても、ほとんどの州で外国保険会社が米国保険会社から再保険をクロスボーダーで引き受ける場合、外国保険会社に対し、担保として責任額の100%に相当する額の信託勘定を米国内に置くこと、又は米国の再保険会社に信用状を提出することを要求している。これは、米国における再保険ビジネスにおいて、外国保険会社に対して不当に過大なコストを課すものとなっている。

米国はWTO金融サービスの約束において極めて多くの適用留保事項を残しており、これを改善する動きも大きくない。更に一部の州では、州内保険事業者の免許が無期限であるのに対し外国事業者には毎年の更新を義務づける法律など、WTOで留保を行っていない外国企業差別条項がなお存在している。

<懸念点>

米国は、WTO約束上適用留保とされていない外国企業差別条項を早急に改善することが求められるとともに、金融サービス自由化の観点から、参入を困難とする規制を迅速に撤廃・改善することが求められる。

<最近の動き>

一部の州においては外国企業の参入を困難にするような規制を改善する動きも見られる。州ごとに規則が異なることの不利益を改めるため、連邦議会（上下両院）においても2006年以来、保険分野における「選択式連邦監督制度」（Optional Federal Charter）の導入に向けた法案が提出され、議論が進められている。また、2010年7月にドッド・フランク法が成立し、同法に基づき財務省内に連邦保険局（Federal Insurance Office）が設置された（ただし、連邦保険局は監督・規制権限を有しておらず、州別の監督体制は維持されている）。

再保険の問題については、全米保険監督当局協会（NAIC）により、関連規制の下で一定の要件を満た

している保険会社について、再保険引受けに要求される担保を撤廃する新しい制度が制定された。保険会社が同制度に基づく担保撤廃措置を受けるためには、保険会社の所在地がNAICに認定管轄区域（Qualified Jurisdiction）及び互恵管轄区域（Reciprocal Jurisdiction）として認定される必要があるが、日本は、2019年12月にはQualified Jurisdictionとして再度認定されるとともに、2020年1月にはReciprocal Jurisdictionに認定されている。

(3) 電気通信分野の外資企業の参入規制

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

米国は、連邦通信法第310条において、無線局免許に関する外資規制（直接投資は20%まで、間接投資は25%まで（ただし、間接投資は、公共の利益にかなう場合はその限りでない））を維持している。

無線局免許に関する外資参入については、まず、1996年の「外国企業参入に関する命令（Foreign Carrier Entry Order）」において、「公共の利益」審査として、当該外国企業の母国における市場開放の程度が米国と同等であることを要する（同等性の確認審査）とともに、大統領府から提起される、国家安全保障、法執行、外交政策、通商政策上の懸念を含む、その他の公共の利益の要素を考慮した上で、投資比率上限を上回る投資を認めていた。

1997年2月のWTO電気通信基本合意で、米国は直接投資20%のみを留保し、間接投資は撤廃することを約束したことを踏まえ、間接投資については、WTO加盟国に対する同等性審査を廃止し、外国資本参入に関する米国連邦通信委員会（FCC）規則（1997年11月）において、WTO加盟国からの投資は25%を超える場合でも「公共の利益にかなう」との反証可能な推定を及ぼすことで、原則、参入自由とする解釈変更を行ったものの、いまだ規制の撤廃の実現には至っていない。外国電気通信事業者による柔軟なネットワーク構築等を

確保するためには、撤廃されることが望まれる。また、上述の FCC 規則で定める連邦通信法第 214 条及び第 310 条 (b) (4) に関する外国事業者等の米国市場参入に当たっての「公共の利益」の審査基準のうち、「通商上の懸念」、「外交政策」、「競争に対する非常に高い危険」といった、電気通信政策に関わらない事項に基づく事前審査は、事業者の参入期間や予見可能性を阻害するものであり、外国企業が参入するに当たり実質的な参入障壁が存在している。実際にも、過去に日本企業への認証の遅延等の問題があった。

さらには、これらの公共の利益の審査に際し、関係省庁で構成される「Team Telecom」と呼ばれる組織による審査が実施されることも、法令上の根拠がなく、審査内容も不透明である。

事業者の参入機会や予見可能性を確保するため、これらの審査基準も撤廃ないし明確化されることが望ましい。

<懸念点>

法令解釈の変更により、WTO 加盟国に対して公共の利益の推定を及ぼし、原則、参入自由であるとする上記の措置は、無線局免許に関する間接投資を「制限しない」とするサービス協定上の約束に反しない限り WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及びサービス協定の精神に照らして、自由化が行われることが望まれる。

<最近の動き>

これまで、我が国は様々な機会を捉えて、上記の問題提起と改善要望を米国政府に対して行っている。なお、米国連邦通信委員会 (FCC) においては、2012 年 8 月に連邦通信法第 310 条 (b) (3) に基づく直接投資に係る規制の適用を差し控えることを決定するとともに、同条 (b) (4) に基づく間接投資に係る規制についても、2013 年 8 月には公衆通信業務用無線局について、2017 年 4 月には放送局について一部手続を明確化するなどの動きが見られる (ただし、これらの動きは規制を撤廃するまでの措置ではない)。

(4) 海運分野の外資企業の参入規制

<措置の概要>

米国は、自国の海運業に対して、下記のような政府関係貨物の留保等の保護措置を維持している。その結

果、国際価格を上回る海上運賃が消費者に転嫁されている、海運業の競争力回復のための自助努力がかえって妨げられているなどの指摘もされている。また、海運分野におけるウルグアイ・ラウンド継続交渉の失敗の一因は係る米国の保護的な市場に起因する米国の消極的な交渉態度にあった。具体的な保護措置としては、以下のものが挙げられる。

① 1920 年商船法 (いわゆるジョーンズ法)

(GATT との関係は、本章「内国民待遇」参照) 米国の海上輸送に不利益を及ぼす外国政府の差別的行為に対し、米国連邦海事委員会 (FMC) に報復措置を認めている。

1997 年 9 月 4 日、FMC は、同法に基づき、日本の港湾における事前協議制度が、米国海運会社に不利益を及ぼしているとして、米国に寄港する日本船社 3 社に対して米国の港に寄港するごとに 10 万ドルの課徴金を賦課することを内容とする制裁措置を実施した。更に、同年 10 月 16 日には、邦船社が 9 月分の課徴金を支払わない場合は日本船の入出港の差止め等を行うことを発表したため、同月 27 日、邦船 3 社は、9 月分の課徴金として FMC に 150 万ドルを納付することを余儀なくされた。FMC は、事前協議制度改善について関係者間の合意が得られたこと、日米両国政府間で書簡の往復が行われたことを受けて、同年 11 月 13 日制裁措置を無期限に停止した。同措置はまた、相手国船舶に対する内国民待遇及び最恵国待遇を保証した日米友好通商航海条約に違反することから、我が国はその完全撤回を求めて 1998 年 1 月より同条約に基づく協議を開始した。

1999 年 5 月 28 日に FMC は当該制裁措置を撤回したものの、我が国の主張を認めたわけではなく、引き続き我が国の港湾慣行等をめぐって内外の海運企業に報告を求めていた。我が国の港湾運送事業法改正 (2000 年 11 月施行) にもかかわらず、日本の港湾慣行は依然閉鎖的で改善が見られないとし、FMC は、2001 年 8 月に新たに情報提供を求める項目と対象となる船社の範囲を拡大する命令を出した。この命令は、直接日本船社に対して日本の法令及び通達の提出を求めるなど、船社に提供を求めることが適当と考えられる範囲を逸脱するものであり、船社にとっては不当かつ過大な負担となった。

2011 年 1 月 26 日に FMC は、日本の港湾慣行に改善

が見られたため、日本の港湾慣行に係る状況についての定期的な報告命令を停止することが効率的と判断するに至り、上記報告命令を停止した。

② アラスカ原油輸出禁止解除法

1995年11月に成立したアラスカ原油輸出禁止解除法は、アラスカ原油の輸出は乗組員が米国人である米国籍船を使用することを義務づけている。

本法の措置は、交渉期間中は新たな措置を導入しないことを定めたWTOの閣僚決定に違反しているとして、各国から非難を浴びていたが、2016年の統合歳出予算法案(Consolidated Appropriations Act, 2016)の中で、全ての原油輸出制限を解除する内容が盛り込まれ、この中では、上記にあるような米国籍船の使用に関する条件は設けられておらず、原油輸出に関する規制は撤廃されたと考えられる。

③ 新運航補助制度

米国は1937年、国家緊急時の際に徴用できる自国商船隊の整備を目的として、主要外航航路に就航する自国海運企業に対して外国海運企業の船舶運航費との差額を補助するための運航費差額補助制度を創設して以来、自国海運業に対して多額の政府補助を実施してきた。これらの制度は、1998年末に終了し、最後の契約も2001年に終了したが、これに代わる「海上安全保障プログラム(Maritime Security Program)」が1996年から実施されている。

このプログラムは、有事に徴用可能な米国籍船の確保を目的に、対象船舶を保有・運航する米国海運企業に対して運航費を補助するものであり、当初10年の期間で導入、2度延長され、現在2025年までを対象期間として運用されている。

2019年は総額3億ドル(対象60隻、1隻あたり5百万ドル)の船社への補助がなされている。

同制度は明らかに国際海運市場における自由かつ公正な競争条件を歪曲するものであり、早期の撤廃が望まれる。

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、米国の海運サービスに関連する諸制度は一方的な制裁措置を含むものもあり、WTO協定に違反するものもあると考えられる。これらについては、速やかに改善が行われることが必要である。

また、米国は、サービス協定上海運については何ら自由化約束をしていないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が必要である。

<最近の動き>

ジョーンズ法については「舶用品」の定義を緩和する変更が加えられたものが、2020年2月17日以降に輸送される貨物に適用される方向。我が国は、これまでも、日米海事協議等の二国間協議やCSG(海運先進国当局間会議)等の多国間会議において、上記問題について米国政府に対し繰り返し改善要望を行ってきている。

知的財産

(1) 商標制度(オムニバス法第211条)

米国の1998年オムニバス法第211条には、一定の要件の下、キューバ国籍を有する者の権利主張を、米国裁判所が承認・執行することを禁止する規定がされ、当該規定は米国人には適用されない。

当該規定については、EUがTRIPS協定第3条(内国民待遇)及び第4条(最恵国待遇)に違反しているとして、1999年7月に米国に二国間協議を要請し(DS176:我が国は第三国参加)、その後、パネル・上級委員会手続を経て、2002年1月には、上級委員会は、同法がTRIPS協定第3条及び第4条に違反するとの判断を示している。また、2002年2月には、同委員会報告書は採択され、米国はDSBにWTOの義務を遵守する旨表明したものの、その後、同法第211条の撤廃を含む法改正は行われていない。

現在、我が国に直接の利害が及ぶ点は認められないが、WTO協定実効性確保の見地から、米国のWTO勧告の履行の取組につき引き続き注視していく必要がある。

(2) 著作権制度

米国の著作権法第110条(5)(B)は、床面積の小さな店舗や小規模のテレビ、スピーカーのみを有する店舗の場合、著作権者の公の伝達に係る権利に、一定の例外を認める旨規定している。

当該規定については、EUがTRIPS協定第9条及び第

13条に違反するとして、パネル設置要請を行っており（我が国は第三国参加）、パネルは2000年6月、同規定がTRIPS協定の定める正当な例外に該当するものとは言えないとして、TRIPS協定に整合的な措置をとることを勧告する報告書を提出した。

この同勧告の実施に関しては、賠償や対抗措置を巡る仲裁が行われ、2003年6月に米国がEUに330万ドルの財政援助をする形で賠償するとの暫定合意に達したが、合意期限の2004年12月21日までに状況は改善されず、未だに法改正に至っていない。パネル勧告の実効性に関わる問題であり、引き続き注視する必要がある。

政府調達

バイ・アメリカン関連ルール

<措置の概要>

米国では、連邦及び一部の州が政府調達を行う場合に、米国製品の購入又は米国製資材の使用を義務付けるルールを採用している。

このルールには、バイ・アメリカン (Buy American) と、バイ・アメリカ (Buy America) がある。

バイ・アメリカンは、1933年から施行されており、連邦政府による政府調達において米国産品を優遇することを定める。バイ・アメリカンは、連邦調達規則 (Federal Acquisition Regulation: FAR) に基づいて実施されており、国内産品の入札価格が外国産品の入札価格よりも高い場合には、物品調達の場合には6-12%、公共事業の場合には6%、防衛省による調達の場合には50%の価格調整（外国産品の入札価格にこれらの比率を上乗せする）を行うことによって、米国産品を優遇している。

バイ・アメリカンは適用が除外される場合があり、通商協定法 (TAA) は、米国が通商協定を締結する国の産品について、バイ・アメリカンを適用しないことを認めている。すなわち、WTO 政府調達協定の加盟国や米国が自由貿易協定を締結する国を「指定国」として、米国が「指定国」との間で政府調達における内国民待遇を約束する範囲の物品・サービスの調達については、バイ・アメリカンの適用が除外されている。ただし、「指定国」の産品であるといえるためには、当該産品がすべてその国の中で製造されたか又は実質的に変化

されたと言えなければならないとされている。

バイ・アメリカは、バイ・アメリカンとは異なる仕組みであり、連邦道路管理局 (Federal Highway Administration: FHWA)、連邦運輸局 (Federal Transit Administration: FTA)、連邦鉄道局 (Federal Railway Administration: FRA)、連邦航空局 (Federal Aviation Administration: FAA) などの機関が、各機関の調達規則においてバイ・アメリカ条項を設けている。州政府が連邦政府の補助金を用いて実施する大規模な運輸及びインフラ事業について、その事業に用いられる鉄鋼等が米国製であることを求めるものであり、各機関のルールによって実施されている。例えば、連邦運輸局が所管する連邦資金を用いた事業については、米国内で生産された鉄鋼等が用いられなければならないとされている。それらの鉄鋼等が米国内で生産されたと言えるためには、すべての製造過程が米国内で行われており、かつすべての部品が米国製でなければならないとの基準が設けられている。ただし、二次部品（従属部品）が外国製であることは問題とされていない。

バイ・アメリカ条項には、米国が締結する国際協定上の義務は適用がないとされている。背景として、米国は、WTO 政府調達協定において、連邦資金を用いた大規模な交通及び道路事業については、同協定の適用の留保を付していることがある。米国の多くの大規模事業は、少なくとも一部に連邦資金が用いられていることから、当該留保によって米国が他国の供給者に内国民待遇を与えないことが許容されている実情がある。

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、米国には政府調達において国内産品を優遇したり国内産品以外の調達を禁止したりする制度があり、その実施の方法によってはWTO 政府調達協定をはじめとする国際ルールに抵触するおそれがある。

<最近の動き>

(a) 政府調達制度に関する米国大統領令

2019年1月31日、トランプ大統領は「インフラプロジェクトにおける米国製品購入の優先強化に関する大統領令」に署名。同大統領令は、バイ・アメリカンが適用されるインフラ事業分野を具体的に定義しており、連邦政府の財政支援を受ける全てのインフラプロジェクトを対象に、米国製品の使用を促すものになっている。通常、パイプライン、発送電、ブロードバンド、サイバーセキュリティ等、規定されているインフ

ラプロジェクトの分野の一部は連邦政府補助金の交付を受けていないが、これらの分野を含むインフラプロジェクトに補助金が交付される場合、米国議会や政府機関が法令や運用面で自国産品調達義務を課す可能性がある。また、対象事業の執行機関が、補助金受給者に対し米国で生産された鉄、アルミ、鉄鋼、セメント、その他製品を可能な限り使用することを奨励することも規定されており、既にバイ・アメリカンが適用されているインフラ事業分野にもより厳しい要求が課される可能性がある。

2019年7月15日には、同大統領が「米国製の商品、製品及び材料の使用の最大化に関する大統領令」に署名。外国産品の定義を、①鉄鋼最終製品については「外国産鉄鋼が原価の5%以上を占める場合（国産比率を現行の50%から95%に引き上げ）」、②鉄鋼以外の最終製品については「外国資材が原価の45%以上を占める場合（国産比率を現行の50%から55%に引き上げ。今後、55%から75%に引き上げを検討）」とすることや、外国産品に入札価格の20%（小規模事業者向けには30%）を上乗せすることを検討するよう、FAR委員会に指示している。※なお、大統領令10582号（1954年12月17日付、アイゼンハワー大統領）は、外国産品の定義を「外国産品が原価の50%を占める場合」とし、外国産品には入札価格の6-10%を上乗せすることを規定しているが、2019年7月15日付大統領令の規定が優先する。

(b) 次期陸上交通再授權法 (Fixing America's

Surface Transportation: FAST Act)

次期陸上交通再授權法は、列車制御、牽引動力装置、試作車などを含む車両に対する国内産品の使用の義務づけを強化するもので、調達する車両の原価において、2016年及び2017年は国産部品の占める割合を60%以上、2018年及び2019年は65%以上、2020年以降は70%以上であること、車両の最終組立を米国内で行うこと等の条件を満たすことを求めている。同法は2020年9月末で失効するため、今後の動向を注視する必要がある。

(c) ニューヨーク州、テキサス州におけるバイ・アメリカン及びバイ・アメリカの導入の動き

ニューヨーク州では、一定額を超える物品又はサー

ビスの調達において州機関に米国産品の購入を求めるニューヨーク・バイ・アメリカン法 (New York Buy American Act) が2018年4月から施行されている。同法は2020年に失効予定だが、恒久法を立法する動きがある。

また、テキサス州でも、バイ・アメリカを強化する州法が2017年9月から施行されている。連邦法におけるバイ・アメリカとの大きな違いは、事業コストが増加する場合のバイ・アメリカの適用除外に関して、連邦法では米国製の鉄鋼を用いることで事業のコストが0.1%ないし2500ドル増加する場合には米国製品の使用が義務づけられなくなるが、州法では、事業コストが20%増加しない限り、バイ・アメリカの適用が除外されない点にある。

いずれの立法も、州レベルでバイ・アメリカンやバイ・アメリカの適用除外を狭めるなどするものである。前述のとおりWTO政府調達協定における留保により、直ちに我が国との関係で同協定違反になるものではないものの、州レベルの動向でも、国内産品の優遇や調達の義務づけが国際ルールに抵触しないかどうかを慎重に見極めていく必要がある。

一方的措置・域外適用

(1) 1974年通商法301条及び関連規定⁴

<措置の概要>

1974年通商法301条 (Section 301 of the Trade Act of 1974) は、通商協定における米国の権利が侵害されている場合、外国の措置や政策等が通商協定の規定に違反し又は不整合である場合等に、一定の措置を講じる権限をUSTR (通商代表部) に対して与えている。なお、同条の過去の改正については、2016年版不公正貿易報告書145頁を参照されたい。

〔調査手続〕

USTR は、(i) 利害関係者の申立て又は職権により当該行為についての調査を開始し (302条)、(ii) 調査開始と同時に当該対象国に対し協議を要請し (303条)、(iii) 調査開始後一定の期間内 (通商協定に関

⁴ (1) 及び後述の(2)の記述は、2018年4月25日時点のものである。

する調査の場合は紛争解決手続終了時点から 30 日以内又は調査開始から 18 か月以内のいずれか早い方、その他の場合は調査開始から 12 か月以内) に措置の原因となる行為等の存否及び採るべき措置の内容を決定し (304 条)、(iv) 措置の決定後原則として 30 日以内(180 日の延期可能)に同措置を実施する(305 条)。

〔制裁措置の理由〕

措置の発動が義務的とされる場合 (301 条 (a))

通商協定における米国の権利が侵害されている場合、外国政府の措置や政策等が通商協定の規定に違反し又は不整合である場合等には、USTR は、原則として措置を発動しなければならない。

措置の発動が裁量的とされる場合 (301 条 (b))

外国の措置や政策等が不合理 (unreasonable) 又は差別的 (discriminatory) なものであって、米国の商業に負担又は制限となり、かつ米国による措置が適切である場合には、USTR は措置を発動しなければならない。

外国の措置等が不合理 (unreasonable) である場合について、「ある行為、政策、慣行は、必ずしも米国の国際法上の法的権利に対する侵害又は不遵守に至らなくとも、不公平かつ不均衡であれば不合理である」と規定されている (301 条(d) (3) (A))。

また、外国の措置等が不合理である場合の例示として、企業設立の機会の侵害、知的財産権の適切な保護の拒否等が挙げられている (301 条(d) (3) (B))。

<国際ルール上の問題点>

1998 年 11 月、EU は、1974 年通商法 304 条等に基づく手続は、WTO パネルの判断又は WTO 紛争解決機関 (DSB) の承認を経ずに米国政府による一方的な判断又は措置発動を許す余地があるとして米国に対し協議を要請した。協議はまとまらず 1999 年 3 月にはパネルが設置され、我が国は EU 側に立って第三国参加を行った。2000 年 1 月の紛争解決機関 (DSB) 会合にて、パネル報告書 (WT/DS152/R) が採択された。

パネルは、1974 年通商法 304 条等に関し、文言自体からは DSU23.2 条に反するおそれがあるが、米大統領が作成した同法に関する解釈指針 (Statement of Administrative Action) や米国政府のパネル会合における声明 (これらの規定を WTO 協定上の義務と整合的に運用するとの声明) を併せ考慮すると、WTO 協定違

反とは言えないと判断した。このような判断は、米国がパネル会合において行った声明を将来にわたり遵守することが前提となっている以上、今後の米国による運用を引き続き注視していく必要がある。

<最近の動き>

① 中国の強制的な技術移転等に対する 301 条調査

米国通商代表は、2017 年 8 月 18 日に中国の強制的な技術移転等について 301 条調査を職権開始し、翌年 3 月 22 日、4 つの調査対象 (強制的な技術移転、ライセンス契約等における特定条項の強制、組織的な米国企業の買収、営業秘密の窃取等) に対し、いずれも不合理または差別的なものであって、米国の商業に負担または制限となっていると認定した。

これを受け、米国は 2018 年 4 月 3 日に関税賦課の品目候補リストの公表し、同年 7 月 6 日に中国産品に対する追加関税の発動を行った。これに対し、中国は、同年 4 月 4 日、米国の追加関税が GATT の最恵国待遇義務 (GATT1 条 1 項) 等に違反するとして WTO 協定上の協議要請を行うとともに、米国産品に対して追加関税を課すと発表し、同年 7 月 6 日に追加関税を発動した。

その後、米中間で関税の応酬が続いていた中、2020 年 1 月 15 日、米中間で、知的財産の保護、技術移転の禁止、農水産品の貿易障壁の撤廃、金融市場の開放、通貨に関する政策及び透明性、貿易拡大等に関する合意に至った。かかる合意を受けて、米国は一部の追加関税を引下げ及び発動を延期した。

② フランスのデジタルサービス税に対する 301 条調査

2019 年 7 月 4 日に仏下院、同月 11 日に仏上院がそれぞれデジタルサービス税を導入する法案を承認し、同月 24 日にマクロン大統領が同法案に署名した。同法案により、一定の種類のデジタルサービスの提供から生じる売上げに対し、EU 域内での課税対象サービスから生じる年間売上 7 億 5 千万ユーロ以上、かつ、フランス国内での同サービスから生じる年間売上 2500 万ユーロ以上の企業を対象に、同年 1 月からのフランス国内での売上高の 3%に相当する税が課される。このような動きを受けて、米国通商代表は、同年 7 月 10 日に同税に対する 301 条調査の開始を発表し、同年 12 月 2 日に以下の内容の調査報告書を公表した。

(a) 米国企業に対する差別的取り扱い

仏政府職員や仏議会議員の発言がデジタルサービス税は米国企業を狙い撃ちするものであることを示唆していること、米国企業が支配的なサービス分野のみを対象とする一方で仏企業がより成功しているサービス分野は対象から除外していること、売上基準によって米国企業が集中的に対象となる一方で多くのフランス国内でサービスを提供する非米国企業が対象から外れていること、同税はフランスの法人税の下では控除可能な費用として扱われることから、同税の意図、設計及び運用は米国のデジタル企業を差別するものである。

(b) 遡及適用

デジタルサービス税が即時に発効して遡及的に適用されることは、国際課税における重要な原則である租税の確実性に反し、課税対象となる米国企業に対し負担を課すとともに、価格転嫁によりその顧客である米国の小企業や消費者にも悪影響を及ぼす。

(c) 売上げに対する課税

売上げに対する課税は、OECD 及び国連のモデル条約並びに米国のモデル租税条約、米仏租税条約及び 3000 以上の二国間租税条約に反映された、法人課税は原則として売上げではなく利益に対して行われるべきであるとの原則に反する。

このような課税は、第一に、利益率が低い企業に対して利益課税よりもはるかに重い負担を課し、第二に、二重課税及びより高い税率に繋がることから利益率の高い企業に対しても異常に重い負担を課し、第三に、重大な事務的負担を課すものである。

(d) フランスでのプレゼンスと無関係な売上げに対する課税

企業の所在ではなくユーザーの所在によって課税の有無が決まることは、国際課税システムに反映された、企業は領域的な繋がりが無い場合には課税対象とされるべきではないという原則に反する。

このような課税は、第一に、企業によるデジタルサービス税の管理の負担を大きくし、第二に、国際課税システムの枠組みの中で課される既存の所得税及び消費税に上乗せして課税するものである。

(e) 一部のデジタル企業のみを狙い撃ちする課税

フランスのデジタルサービス課税は、デジタル経済のみを伝統的なビジネスモデルよりも不利に扱うべきでないとする国際課税原則に反する。

デジタル化は経済全体で生じており、一部の企業のみを「デジタル企業」として明確に定義することはできないことから、OECD による BEPS (税源浸食と利益移転) プロジェクトに関する報告書等において、デジタル企業のみを対象とする新たな課税ルールを創設することに対しては警戒が示されている、

米国通商代表は、調査報告書に基づき、フランスのデジタルサービス税は不合理または差別的なものであると認定した上、①貿易額 24 億ドル相当のフランス製品に対する最大 100%の追加関税措置、②フランスのサービスに対する手数料及び制限を課す措置を提案し、これらの措置についてパブリック・コメントの募集及びヒアリングを実施した。

2020 年 1 月に行われた米仏首脳会談において、フランスのデジタル課税の 2020 年 12 月までの延期、米国の報復関税措置の発動留保、OECD における課税ルールの議論の加速について、両国は合意した。

なお、その他の、最近の主な通商法 301 条に基づく調査開始事例については、2016 年版不公正貿易報告書 147 頁を参照されたい。

(2) 1962 年通商拡大法第 232 条**<措置の概要>**

米国大統領は、1962 年通商拡大法 232 条 (Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962) に基づき、輸入製品が米国の国家安全保障に脅威を与える場合、輸入調整等の措置をとることができる。大統領の措置の前提として、商務長官が、対象輸入品による国家安全保障上の脅威の有無を調査する。商務長官は、当該調査開始から 270 日以内に、大統領に対し、調査報告を行わなければならない。調査の結果、商務長官が対象輸入品について、米国の国家安全保障への脅威があると判断した場合は、その旨報告し、輸入調整を行うべきかについて勧告する。

大統領は、国家安全保障上の脅威があるとの報告を受けた場合、90 日以内に、(i) かかる調査報告に同意するか、および、(ii) 何らかの輸入調整 (禁輸、関税引上げ、輸入数量制限、関税割当、輸入を制限する

ための交渉開始等)を行うか否かを決定する。大統領は、輸入調整の決定後15日以内にこれを実施する。

〔調査手続〕

商務長官は、(i) 関係省庁の長官、利害関係者の申立て又は職権により、対象輸入品による国家安全保障に対する影響について、調査を開始し(232条(b)(1)(A))、(ii) 国防長官に対し、即座に調査開始を通知する(同(B))。商務長官は、調査の過程において(i) 国防長官と、本件調査の方法と調査に関連して生じる政策上の問題について協議し、(ii) 適切な米当局者から情報・助言を求め、協議し、(iii) 適切であれば、合理的通知を行い、公聴会またはその他の方法で、利害関係者から調査に関する情報または助言を受ける機会を設ける(同条(2)(A))。商務長官の求めがあった場合、國務長官は調査対象製品の国防上の必要性について意見を出さなければならない(同(B))。

商務長官は、本件調査開始後270日以内に、大統領に対し調査報告書を提出しなければならない。輸入品により国家安全保障を損ねる恐れがあると認定した場合、その旨、大統領に報告しなければならない(同条(3)(A))。機密情報を含まない調査報告書は、連邦官報で公表しなければならない(同(B))。

<国際ルール上の問題点>

米国による1962年通商拡大法232条(国防条項)に基づく、譲許表を超えた関税の引き上げはGATT2条(関税譲許)、禁輸や数量制限はGATT11条(数量制限)などに不整合となりうる。これに対し、米国は、後述する鉄鋼・アルミの232条措置においても、GATT21条(安全保障例外)を援用する。

加盟国がGATT21条を援用した場合、パネルが同条の審査権を有するかについては、加盟国間でも主張が大きく分かれている。米国等はGATT21条が自己判断的(self-judging)条項であるとし、パネルに同条の審査権はないと主張する。また、米国は、安全保障に関する問題は政治問題であり、WTOにおける紛争解決手続で解決できない、とも主張する。(後述する鉄鋼・アルミの232条措置についてもかかる見解を表明している。)

しかし、2019年4月、GATT21条について、初めて

WTOの判断(ロシアー通過運送事件パネル報告書、DS512)が示され、21条についてのパネルの審査権限を肯定し、GATT21条がパネルの審査権限外であるとする米国(同事件に、第三国として参加)の主張が明示的に否定された。(両当事国は上訴せず、同パネル報告書は、同年4月に採択されている。後述のコラムも参照)

なお、米国は、232条措置について、GATT21条は自己判断的条項であるため、パネルは審査権限を持たず、よって、当事国が21条を援用したという事実を認定出来るにとどまる、という立場をとっているため、21条b項各号のいずれに基づき、自国の措置の正当化を主張しているのか、明示していない。

いずれにせよ、安全保障例外を過度に広範に認めることは、安全保障例外の濫用をまねき、世界貿易を委縮させる懸念がある。

例えば、後述する米国の鉄鋼・アルミに対する232条に基づく措置は、単に米国の市場を閉ざすのみならず、世界の鉄鋼・アルミ市場を混乱させ、多角的貿易システム全体に大きな悪影響を及ぼしかねない。また、WTO協定上、一部の国に対して導入されている無税枠の割当や、輸出自主規制をとろうとすることも、とることも禁止されている(セーフガード協定11条)。上記割当がどのように運用されるのか、注視が必要である。

<最近の動き>

(a) 鉄鋼・アルミに対する232条措置

米国は、2017年4月、輸入鉄鋼および輸入アルミについて、232条調査を開始した。⁵2018年1月、ロス商務長官は、大統領に各調査の報告書を提出し、輸入鉄鋼・アルミについて追加関税、数量割当、またはその組み合わせを輸入制限措置としてとるよう勧告した(2月公表)。

その後、2018年3月23日、米国は、鉄鋼、アルミに対する追加関税賦課を開始した。ただし、豪州(鉄鋼・アルミ)、数量制限を受け入れた韓国(鉄鋼)⁶、ブラジル(鉄鋼)及びアルゼンチン(鉄鋼・アルミ)

⁵ 調査に至った背景については2018年版不正貿易報告書55頁を参照。

⁶ 3月26日、韓国産鉄鋼材の対米輸出について、2015年から2017年の年間平均輸出量の70%の製品特定割当を設定することを条件に、鉄鋼に対する追加関税賦課からの恒久的除外が発表された。

は関税措置から除外した。⁷また、米国内で十分に生産出来ない製品、安全保障上の考慮を要する製品については、建設業・製造業・消費者への鉄鋼・アルミ製品の供給等の業務を米国内で行う個人・組織の申請に基づき商務省が措置からの除外を判断している（製品別除外）。

中国、EU、カナダ、メキシコ、ノルウェー、ロシア、トルコ、インド及びスイスはそれぞれ、米国の232条措置について協議要請を行った。本件については、2018年11月（インド、スイスについては12月）、パネルが設置された。⁸ただし、カナダ及びメキシコは、2019年5月、それぞれ米国との間で相互に満足する解決に至ったとして、紛争解決手続きを終了している。

また、EU、中国、インド、ロシア、トルコは、米国の措置は実質的にはセーフガード措置に該当するとして、セーフガード協定第8条に基づく対米対抗措置（リバランス措置。第II部第8章1(2)(i)、同(5)③も参照）を発動した⁹。これに対し、米国は、232条措置は安全保障に基づく措置であり、セーフガード措置ではない、と主張しており、各リバランス発動国に対してWTO協議要請を行った（本件についても2018年11月パネルが設置された）。

同盟国である日本の鉄鋼やアルミの輸入は、米国の安全保障上の脅威となることはないとして、我が国は、米国に対し、累次にわたり懸念を伝えている。同時に、製品別除外プロセスの迅速化、簡素化を図るよう、産業への影響を極力回避するよう多様なレベルで働きかけを行っている。また、他の輸出国と同様、米国の措置は実質的にセーフガード措置に該当するとして、今後リバランス措置をとる権利を留保する旨のWTO通報を行っている（2018年5月）。さらに、我が国はシステミックな関心を有するとして米国の232条措置、対米リバランス措置のパネル審理にそれぞれ第三国参加を行っている。

なお、2020年1月、上記に加え、鉄鋼・アルミそれぞれの派生製品（鉄鋼の釘、アルミのケーブルなど）についても、追加関税を賦課する大統領令が署名され、同年2月より鉄鋼の派生製品に25%、アルミの派生製

品に10%の追加関税が賦課されている。背景理由として、鉄鋼・アルミ製品に対する232条措置を発動しているにもかかわらず、川下製品に加工してからの輸入が増え、232条措置で目的とした、米国内での生産稼働率80%が実現できていないことが挙げられた。

(b) 自動車・自動車部品に対する232条措置

米国は、2018年5月、輸入自動車及び自動車部品について、232条調査を開始した。商務長官は、2019年2月17日、調査報告書を大統領に提出した（非公表）。同年5月17日、米国は自動車及び自動車部品の輸入が安全保障上の脅威と認定。判断を180日延期し、EUや日本などと、脅威に対応するための交渉を指示。同年11月13日に当該判断期限が到来するも、措置決定はされていない。

我が国は、2018年9月の日米首脳会談で、日米共同声明に基づく協議が行われている間は、本合意の精神に反する行動をとらないこと、すなわち、日本の自動車に対して、232条に基づく追加関税が課されることはないことを確認した。また、2019年9月の日米首脳会談においては、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が合意に至ったことを踏まえ、「両協定の誠実な履行がなされている間は、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」旨を日米首脳共同声明で確認し、これは我が国の自動車・自動車部品に対しては、232条に基づく追加関税は課されない趣旨であることを首脳間で確認した。

カナダ及びメキシコは、USMCAのサイドレターで、自動車・自動車部品について一定数量を下回る台数・金額の自動車・自動車部品の対米輸出については、232条を適用しない旨、米国との間でそれぞれ合意している。前述の通り、WTO協定上、輸出自主規制をとろうとすることも、とることも禁止されている（セーフガード協定11条）ほか、関税割当等WTO協定上認められる場合を除き、数量制限は一般的に禁止されている（GATT第11条）。232条措置の最終措置の詳細が明らかになっていない段階ではあるが、特定の輸出台数・金額を明示して232条措置からの除外を合意する手法

⁷ 3月26日、韓国産鉄鋼材の対米輸出について、2015年から2017年の年間平均輸出量の70%の製品特定割当を設定することを条件に、鉄鋼に対する追加関税賦課からの恒久的除外が発表された。他方、豪州、ブラジル、アルゼンチンとの間では「米国の生産能力活用の増加に貢献し、積み替えを防ぎ、輸入の殺到を避ける方法を含む一連の方法に合意」した旨発表されたが、詳細は不明。（4月30日付大統領布告及び5月31日付大統領布告）

⁸ 各国の主張骨子については、コラム「安全保障を巡る問題」（●頁）を参照。

⁹ このほか、カナダ・メキシコも米国製品の輸入に対する追加関税賦課を行っているが、両国はこれをNAFTAのリバランス条項に基づく措置としている。

は、上記協定との整合性が問題とされよう。

同盟国である日本からの自動車及び自動車部品の輸入は、米国の安全保障上の脅威となることはない。むしろ、米国産業・雇用に多大な貢献をしている。また、我が国としては、自由で公正な貿易を歪曲する管理貿易につながりかねない措置については反対であり、いかなる貿易上の措置も WTO 協定に整合的であるべきと考えている。我が国は、米国に対し、上記の立場に基づき、様々な機会を通じ働きかけを行っている。

また、米国、メキシコ及びカナダには自動車メーカー等数多くの日本企業が進出している。これらの日本企業は、これまで現行 NAFTA を活用した企業活動を行っている。USMCA のサイドレターに関しては、特に、今後の動向についても引き続き注視していく。

(c) スポンジチタンに対する 232 条措置

米国は、2019 年 2 月、スポンジチタンについて 232 条調査を開始し、2019 年 11 月、商務省が、スポンジチタンの安全保障上の脅威を認定し、輸入調整以外の措置をとるよう大統領に勧告した。同報告を受け、大統領は、2020 年 2 月 27 日、上記認定（スポンジチタンの輸入による安保上の脅威の存在）に同意したが、輸入調整（追加関税等）は行わないことを決定した。ただし、国防省、商務省に対し、作業部会（ワーキンググループ）を立ち上げ、輸入の約 94% を占める日本との間で協議を実施し、米国の緊急事態に国防・重要産業にスポンジチタンを用いることができるよう、製品へのアクセス確保のための措置に合意するよう指示している。

米国が輸入するスポンジチタンの大半が日本からの輸入品であるが、同盟国である日本の製品が、米国の安全保障上の脅威となることはない。むしろ日本から輸出されるスポンジチタンは、品質管理が行き届いた信頼性の高いものであり、米国国内の供給不足を日本からの輸出が充足し、まさに米国の安全保障を支える素材となっている。今後の協議で合意される措置も WTO 協定整合的であるべきである。

(3) スペシャル 301 条（1988 年包括通商競争力法第 1303 条によって改正された 1974 年通商法 182 条）

<措置の概要>

スペシャル 301 条は、1988 年包括通商競争力法（Omnibus Foreign Trade and Competitiveness Act of 1988）第 1303 条により 1974 年通商法 182 条が改正されて導入されたプロセスである。現在、USTR は、1974 年通商法 182 条に基づき、貿易障壁年次報告書（annual National Trade Estimate Report）の提出後 30 日以内に提出する報告書において、知的財産の十分かつ効果的な保護を否定する国、又は知的財産に依拠した米国人の公正かつ公平な市場アクセスを否定する国を「優先国」（priority foreign countries）として特定することとされている。USTR は、当該特定から 30 日以内に調査及び当該「優先国」との協議を開始し（1974 年通商法 302 条 (b) (2) (A)、303 条）、紛争解決手続終了から 30 日以内又は調査開始から 6 か月以内に対抗措置の原因となる行為等の存否及び採るべき措置の内容を決定しなければならない（304 条 (a) (3)）。

USTR は、スペシャル 301 条のプロセスを促進するため、優先監視リスト（Priority Watch List）及び監視リスト（Watch List）を作成している。

<国際ルール上の問題点>

1974 年通商法 301 条に関する手続と同様の懸念がある。

<最近の動き>

2019 年 4 月に USTR より公表された「2019 年スペシャル 301 条報告書」（2019 Special 301 Report）は、アルジェリア、アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、クウェート、ロシア、サウジアラビア、ウクライナ、及びベネズエラの 11 カ国を「優先監視国」として掲載し、バルバトス、ボリビア、ブラジル、カナダ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、ギリシャ、グアテマラ、ジャマイカ、レバノン、メキシコ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、ルーマニア、スイス、タイ、トルコ、トルクメニスタン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、及びベトナムの 25 カ国を「監視国」として掲載している。

(4) 再輸出管理制度

<措置の概要>

米国の再輸出管理制度は、特定の物品が米国から輸

出された後、第三国に再輸出される場合に米国の規制が及ぶという制度である。仮に日本からの輸出であっても、例えば①米国原産品目（貨物、ソフトウェア、技術）、②米国原産品目が一定レベルを超えて含まれる製品（組込品）、③米国原産の技術、ソフトを使用して製造された特定の直接製品、④米国の直接製品を主要部分とするプラントで製造された製品を輸出する場合は、米国政府の許可が必要とされる。なお、再輸出管理制度は、Entity List（米国の安全保障・外交政策上の利益に反する外国の主体（企業・個人・研究機関・政府/民間組織など）を掲載し、当該主体への輸出等を規制するもの）に掲載された主体への輸出についても適用される。

我が国を含め、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し十分に実効的な輸出管理を実施している国からの輸出について、こうした二重の規制を課す事は不要である。加えて、米国の輸出者が輸入者（再輸出者）に対して米国からの輸出品目に関する十分な情報（輸出管理品目番号（ECCN）等）を提供することが義務づけられていないため、輸入者（再輸出者）による品目の特定や規制の該非判断が困難となり、適切な輸出管理のためのプロセスが阻害される懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

米国の再輸出管理制度は、米国の各種法規の中でも、非常に広範に、国際法上許容されない国内法の過度な域外適用がなされるおそれがある。

<最近の動き>

我が国は、2001年から開催されている日米規制改革及び競争政策イニシアティブ（以下、日米規制改革イニシアティブ）等の場において、米国国内法の過度な域外適用のおそれについて指摘してきた。また、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し十分に実効的な輸出管理を実施している我が国からの輸出について、米国再輸出管理の適用除外とするよう、求めてきた。加えて、適用除外が実現するまでの当面の措置として、①米国の制度に関する日本語のホームページ開設および在日米国大使館への相談窓口の設置、②米国の輸出者から我が国企業への十分な製品情報提供の義務化を要望してきた。

この結果、2003年には米国再輸出管理制度の概要が日本語で商務省のウェブサイトに掲載され、米国輸出管理セミナーが東京で開催される等、米国の制度に関

する理解を深めるための措置が米国政府によって講じられた。また、同年11月には、輸出者が規制品目分類番号（ECCN）等の品目情報を輸出先に提供すべきである旨を盛り込んだ“Best Practices for Transit, Transshipment, and Reexport of Items Subject to the Export Administration Regulations（以下、“Best Practices”）”が作成された。

しかしながら、この“Best Practices”には法的拘束力がなく、米国からの輸出品目に関する情報を輸入者（再輸出者）が入手する上での問題を根本的に解決するものとはなっていないため、我が国は、日米規制改革イニシアティブや日米経済調和対話の場において、改めて上記の要望を行った。

なお、引き続き運用の変更は見受けられないが、2014年1月に商務省産業安全保障局（BIS）が公開した文書によると、「“Best Practices”に基づき、米国の輸出者は海外輸入者に対して、輸送前に輸出物のECCNを海外の顧客に送付、各国の輸入許可証のコピーを取得することを、BISは推奨する」との立場を示している。また、BISは、SNAP-R（Simplified Network Application Redesign）システムをオンラインで提供しており、再輸出時の申請や品目分類等のチェックが可能となっている。

2011年6月には、米国の輸出管理制度改革イニシアティブの一環として、米国輸出管理規則に新たな許可例外として戦略的貿易許可（Strategic Trade Authorization: STA）が追加された。ここでは、STA適用の要件として、米国の輸出者が荷受人に各品目のECCNを提供することが義務づけられている。今後、STAによる許可例外以外の品目についても品目情報の十分な提供が義務化されるよう、引き続き協議を行っていく必要がある。

米国では2018年8月に成立した輸出管理改革法（Export Control Reform Act）において、規制対象技術への新興・基盤技術（emerging and foundational technology）の追加を検討することが盛り込まれた。現在、これらの技術について具体的な定義や基準規制手法等についてパブリックコメント制度設計が行われているところだが、企業活動や研究開発等を著しく阻害することのない効果的な輸出管理制度となるよう慎重に産業界の意見を取り入れることを望むとともに、こうした新たな規制についても、再輸出管理制度等の影響が最小限となるよう注視していく必要がある。

その他

酒類容器の容量規制

<措置の概要、懸念点>

米国で流通可能な蒸留酒及びワインの容量は、1,000ml、750ml、375ml 等に限定されており、我が国で伝統的に使用されている一升瓶（1,800ml）や四合瓶（720ml）等の容量では米国に対して蒸留酒及びワインを輸出できない状況となっている。

蒸留酒については、TPP12 協定署名時（2016年2月）に、米国財務省が蒸留酒の容量に関する規則の改正案を公表し、この規制改正に向けた手続を進めることを約束する書簡が、日米政府間で交換されている（なお、当該書簡は、TPP12 協定の発効日に効力を生ずるとされており、現時点で未発効）。

<最近の動き>

米国財務省は、蒸留酒及びワインの容量規制を撤廃する連邦規則の改正案を公表し、パブリックコメントを実施した（2019年10月まで）。その際、我が国国税庁及び酒類業組合等より、当該改正案を支持するとの意見を提出した。

日米貿易協定署名時（2019年10月）に、米国財務省が蒸留酒及びワインの容量規制を撤廃する連邦規則の改正案について、最終的な措置をとることを約束する書簡が、日米政府間で交換されている（2020年1月1日発効）。